

第7期札幌市子どもの権利委員会 第7回委員会

会 議 録

日 時：2025年5月8日（木）午後6時開会
場 所：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12階 ルセルナホール

1. 開 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第7期札幌市子どもの権利委員会第7回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局よりご報告をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況についてです。

本日は、N委員、O委員が欠席の旨、D委員が少し遅れる旨、また、J委員は都合により19時頃退室される旨、ご連絡をいただいております。

したがいまして、委員数14名のところ、現時点で参加委員は11名となっており、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の議事についてですが、報告が1件、議題が1件となります。

報告につきましては、昨年から皆様にご審議いただいております第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画について、そして、議題として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況の報告についてとなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の交代についてですが、小学校長会から副委員長にご就任いただいております千葉委員がご都合により退任となりました。そのため、5月から新たに古川勉委員にご就任いただいております。

古川委員、一言、ご挨拶をいただけますか。

○古川委員 皆さん、こんにちは。

札幌市小学校長会の事務局次長を務めています山の手南小学校校長の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

なお、千葉委員の退任に伴い、現在、規定上、副委員長が不在となっておりますが、副委員長につきましては、子どもの権利条例施行規則第17条第1項により、委員の互選によって定めることと規定されておりますので、委員の皆様からご意見がございましたらお願いいたします。

○寺島委員長 私から、委員の皆さんにご意見を伺いたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 では、もし特にご意見、ご提案がないようでしたら、私からご意見を申し上げてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 委員の互選ということで、ご提案を申し上げたいと思います。

千葉前副委員長を選出しました際、副委員長については、教育の現場で子どもと接する機会の多い校長会からご参加の委員にお願いするのがよいのではないかということで選出

した経緯があります。

そこで、校長会から参加される委員の後任でいらっしゃる古川委員に副委員長をお願いするのが適当かと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 ありがとうございます。

古川委員もよろしいでしょうか。

○古川副委員長 このたび、副委員長という大役を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺島委員長 それでは、お願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 古川委員、委員長、委員の皆様、ありがとうございます。

それでは、副委員長につきましては、古川委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員をご紹介します。

まず、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターの品川代表子どもの権利救済委員でございます。

次に、児童相談所の湯谷家庭支援課長でございます。

このほか、子ども未来局子ども育成部及び教育委員会から各事業の担当係長が出席しております。

なお、この4月に人事異動があり、子ども育成部長に斎藤が着任いたしました。

本日は、業務の都合上、不在となっておりますが、斎藤子ども育成部長は、子どもの権利救済事務局長を兼務しておりますことを申し添えます。

続きまして、資料の確認となりますが、資料につきましては、事前に郵送にて皆様にお送りしております。

資料1として、第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画、資料1参考資料として、第5次さっぽろ子ども未来プランキッズコメント・パブリックコメント意見集（第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画部分抜粋）、資料2として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況報告書の3点となります。

また、皆様に事前にお送りしております資料2の取組状況報告書につきましては、一部集計中となっておりますページがございましたので、集計後のものと差し替えていただきたく、机上に2枚、右上に5月8日差し替え分と印字した資料をお配りしておりますので、ご確認ください。

以上、資料に関しまして、お手元に不足がある方はお知らせ願います。

よろしいでしょうか。

なお、会議資料とは別になりますが、お手元にオレンジ色の札幌市誰もがつながり合う

共生のまちづくり条例のチラシをお配りしております。

こちらにつきましては、前回、委員の皆様にご協力いただきましたことにより、無事、3月末に条例が制定された旨、担当のユニバーサル推進室からお礼がございましたので、ご報告させていただきます。

それでは、ここからは寺島委員長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○寺島委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、報告事項と議題の二つがございます。

なお、本日は第7期最後の委員会となりますので、委員会の最後に、委員の皆様より一人一言のご挨拶の時間も設けたいと考えております。

そのため、あらかじめ時間配分の目安を申し上げますと、2の報告事項は説明から意見交換を含めて15分程度の18時25分頃を目途に議論し、そして、3の議題は19時40分を目途に議論ができればと思っております。

その上で、お一人ずつ1分程度で、一言、ご挨拶をいただければと思っております。

なお、19時頃には10分程度の休憩を挟みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

途中退席される委員もいらっしゃいますので、その場合は休憩の前後にご挨拶をいただければと考えております。

それでは、2の報告事項として、第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） お手元がございます第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画につきましては、皆様のご協力をいただきまして、この3月に、無事、策定することができました。ありがとうございました。

本日は、個別の内容についての説明は割愛させていただきますが、策定のご報告をさせていただきます。

第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画につきましては、子ども施策の総合計画である第5次さっぽろ子ども未来プランに包含されていることから、これまで、さっぽろ子ども未来プランと一体となって策定に向けて検討を進めてまいりました。

前回の11月の子どもの権利委員会にて委員の皆様からご意見をいただいた後、委員長、副委員長にご確認をいただいた内容で、1月から2月にかけてパブリックコメントとして広く市民の方々からご意見をいただいたほか、キッズコメントとして子どもたちからもご意見をいただきました。そういったご意見を踏まえて、このたび、令和7年3月に子ども未来プランと同時に推進計画を策定しました。

推進計画策定に向けては、皆様には、令和5年度の子どものに関する実態・意識調査の調査設計の段階から成果指標や施策の検討に至るまで、2年間の会議を通じて貴重なご意見

をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

子どもの権利推進の取組については、今後5年間、この計画に基づき実施していくこととなりますので、今後とも引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、資料1の参考資料につきましては、個別のご説明は割愛いたしますが、さっぽろ子ども未来プラン全体に寄せられたキッズコメント、パブリックコメントのうち、推進計画部分の抜粋版となっており、ご意見に基づく変更点も記載しております。

また、さっぽろ子ども未来プラン全体のパブリックコメント、キッズコメントはホームページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、推進計画策定についてご報告をさせていただきました。

私からは、以上となります。

○寺島委員長 第4次推進計画につきましては、実態調査の項目決定の段階から計画案に至るまで、子どもの権利委員会として長い間議論してきたものになり感慨深いものもありますが、皆様からご感想などがあればお願いいたします。

○F委員 札幌市の主任児童委員連絡会の副代表のFでございます。

1点、担当部署間の関わりについてどうなっていくのかということだけ、分かっているのであればご説明いただきたいと思います。

この4月から全区に支援調整課が新たに設置されたと聞いております。この支援調整課がいわゆる制度のはざまに置かれやすい人たちをつないでいく役割を期待されていて、どこの担当部署に行けばいいか、どこに相談していいか、分からない人たちがその支援調整課に行って橋渡しをしたり包括的に支援をするというような役割を担っていくとお聞きしたわけですが、この課の関連というのは今後どういうふうに関わっていくのか、もし分かるならお聞きしたいと思います。

○寺島委員長 それでは、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 支援調整課に関しましては保健福祉局が担当になりまして、今は正確な回答ができませんので、後ほど確認をしまして、お知らせをさせていただきます。

○寺島委員長 その点については、後ほどお願いいたします。

ほかにございませんか。

○J委員 1点だけ、資料1の46ページの1の(2)子ども議会に関して、書いてあるとおりだと思っていますし、今後もさらにというところだと思うのですが、従前、この委員会の中で意見が出ていたとおり、「子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動」と書かれているところで、どうやって主体性を確保しながらやっていくかというところはすごく大事ですし、子ども議会は、子どもの意見表明の中でも一つの大きな役割をますます果たすことになっていくと思うのです。

ぜひ、子どもたちがどういうテーマで議論して意見を集約していくのかというプロセスも含めて、実質的な子どもの意見表明の場にしていただきたいと思いますと考えておりますので、お

伝えしておきたいと思います。

○寺島委員長 ご意見を踏まえて、引き続きご検討いただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 それでは、ほかにご意見、ご感想等がなければ、次の議題に進めてまいりたいと存じます。

では、第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画について（報告）は、以上とさせていただきます。

本日、この場で伝え切れなかったことで後で思いついたことなどがございましたら、後日、事務局にメールでご感想をお送りいただくことでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局におかれましては、今後、この推進計画に沿って事業を進めていただきたく思います。

続きまして、3の議題、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況の報告について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況についてご説明をさせていただきます。

お手元の「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況報告書をご覧ください。

こちらは報告書の案ですので、これから委員の皆様からご意見をいただくものとなりますが、報告書の構成につきましては、表紙裏面の目次にありますとおり、1ページから3ページで取組の概要、5ページ以降で取組の状況を記載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

取組の概要をご説明いたします。

まず、子どもの権利の普及・啓発の取組についてです。

一つ目、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、まず、子ども議会に参加した子ども議員やユースファシリテーターが「子どもにやさしいまち」について考えた成果を発表いたしました。

また、さっぽろ子ども未来プラン策定に当たり、公募で選ばれた中高生からなるさっぽろティーンズ委員会が「子どもにやさしいまち」について提言をまとめました。

さらに、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキを学校などに配布し、計260通の回答が寄せられ、それに対する札幌市の見解を子どもの権利の広報誌に掲載いたしました。

このほか、札幌市全体の取組としまして、子どもを対象としたパブリックコメントやアンケート、ワークショップも実施いたしました。

二つ目、主な理解促進・意識向上の取組としましては、学校の授業に活用できるよう子

どもの権利パンフレットを配布したことに加え、市内の保育所や幼稚園などに対して、乳幼児保護者の理解が進むようリーフレットの配布も行いました。

また、子どもたちから作品を募集した「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を計3回開催いたしました。

続いて、中段の子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況についてです。

推進計画の成果指標の状況は、5年ごとに行う計画策定の際には、「子どもに関する実態・意識調査」により把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用しており、それ以外の中間年には、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を用いて状況を把握しております。そのため、令和6年度は「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を用いて状況を把握いたしました。

これらの調査で把握した内容は表のとおり整理しておりますが、平成30年度と令和5年度の大人の欄については2種類の数値を記載しております。これは、令和6年度の調査が0歳から5歳の子どもがいる大人を対象にしたものである一方、直近の令和5年度の調査は子どもの有無を問わず、幅広く大人を対象としたものであったため、令和6年度調査と同じように0歳から5歳の子どもがいる大人の回答だけを抽出して集計した数値も括弧書きで参考に併記することで傾向を分析しやすくしたものとなっております。

それらを踏まえて、まとめとして、現推進計画の成果指標について、令和6年度は令和5年度と比較し、子どもの権利についての認知度は、子どもで上昇、大人のうち0歳から5歳の乳幼児のいる大人については横ばいとなっております。

また、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばいである一方、乳幼児のいる大人では令和5年度の42.7%から令和6年度は50.5%へ上昇しており、理解促進の取組に一定の成果があったものと考えております。

しかし、成果指標の目標値の達成には至らなかったことから、引き続き、社会全体で子どもの権利を大切にする意識を醸成していく取組を行う必要があると考えているところで

す。よって、令和7年度以降は、主体となる子ども自身が、子どもの権利が大切にされていると思えるような取組を進めると同時に、多様な悩みを気軽に相談できる環境づくりや子どもの主体的な参加の機会、意見反映の取組を促進してまいります。そして、子どもはもとより、子どもと関わりの少ない大人も含めた理解促進につなげ、社会全体でより一層子どもの権利が大切にされる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。

成果指標等の状況に関するご説明は、以上となります。

続きまして、子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」の取組について、品川代表子どもの権利救済委員にご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 札幌市代表子どもの権利救済委員の品川でございます。

子どもアシストセンターは、子どもや保護者などからの子どもに関わる悩みに幅広く応じて、子どもが権利侵害を受けているときには実際の救済までを行う、行政から独立した第三者機関でございます。相談をお聞きする中で、必要な場合には、子どもの立場に立って関係機関に働きかける調整活動も行っています。私たちは相談者の思いを受け止め、寄り添い、共に考えながら、子どもが次のステップを踏めるよう助言、支援しております。

それでは、令和6年度の子どもアシストセンターの取組につきましてご説明させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。

最初に、四角の1番目、相談件数でございますが、令和6度の実件数、つまり相談者数は1,085件で前年度に比べて5.1%減りましたが、延べ件数、つまり総相談件数は3,234件で前年度と比べて0.1%減とほぼ変わりませんでした。資料には記載していませんが、相談内容としましては、子どもからは友人関係や精神不安、大人からは親子関係や学習、進路など様々なものがございました。

続きまして、四角の2番目、「調整活動」の件数ですが、令和6年度は28件の案件について実施し、そのうち11件は学校が調整先でした。調整活動は誰が悪いのかと責任を追及するためではなく、人と人をつなぎ、当事者同士の前向きな対話によって子どもの置かれた状況が改善されることを目的に行っております。

続いて、四角の3番目、救済の申立てにつきましては、2件の申立てを受理し、1件については調査を実施し、もう1件については調査対象外であることから調査を実施しませんでした。

以上の活動実績につきましては、資料23ページ以降においてさらに詳しい数値などを掲載しております。

2ページにお戻りください。

最後に、四角の4番目、関係機関との連携についてです。

子どもに関する様々な相談に対応する中で、内容によっては子どもアシストセンターだけで解決を図ることが難しいこともございます。そのため、私どもは、必要に応じて行政機関だけでなく、民間団体も含めた幅広い連携を大切にしております。

令和6年度も様々な機会を捉えて子どもアシストセンターの活動についてご説明をさせていただき、活動へのご理解、ご協力をお願いいたしました。今後も子ども一人ひとりの声に丁寧に耳を傾け、その子にとって最もよいことは何かということを真摯に考え、相談、救済活動をしていきたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 続きまして、3ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組についてです。

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業を実施するのと併せまして、学校教育全体の中で子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士

が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通じて子どもの安心と学びのための環境づくりを進めました。

教職員向け研修としましては、教職員が権利条例についての理解を深められるよう、新任管理職研修や1年次研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、令和6年度から教育センター専門研修において、いじめや不登校、虐待対応等について対象者を区分した研修講座を拡充いたしました。

教育委員会の取組概要については、以上となります。

続きまして、取組の状況について、5ページ以降に詳しく記載しておりますが、その中から新たな取組として主なものをご紹介します。

まず、9ページをご覧ください。

こちらは、学校教育における理解促進に向けた取組となりますが、一番下にあるいじめ重大事態の調査報告書の提言を受けた性に関わる研修の講義を全ての教職員に対して配信いたしました。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらも教育委員会の取組となりますが、従前から実施している「さっぽろっ子自治的な活動」において、取組例1にありますとおり、全市の中学校から代表生徒が集まり、学校づくりについて自分たちができることを考え意見交換する「さっぽろっ子サミット」を令和6年度に初めて開催いたしました。

次に、16ページをご覧ください。

多様な体験機会の場の充実として、ページ下段に記載のありますとおり、④子どもの職業体験事業（さっぽろキッズインターンシップ）を新たに実施いたしました。

初めての開催となった令和6年度は、小学校の冬休み期間を利用し、市内の小学5年生、6年生を対象に、28種類の職業体験プログラムを行いました。

次に、18ページをご覧ください。

子どもの安心と学びのための環境づくりとして、学校における教育相談体制の充実の中に、四角の3番目、スクールカウンセラーの紹介がございますが、令和6年度は小学校における相談体制充実のため、小学校の配置時数を69時間から140時間に拡充いたしました。

次に、22ページをご覧ください。

困難を抱える子どもへの気づき・相談支援として、子どものくらし支援コーディネート事業がありますが、令和6年度から巡回先に認可外保育施設を加えました。

認可外保育施設はこれまで行政とのつながりが必ずしも密ではなかったこともあり、巡回訪問による関係性の構築、取組の周知に努めた結果、施設からいろいろな相談等が寄せられ、助言・連携等を図ることができたところです。

なお、「困難を抱える」という表現をしておりますが、今回の取組状況報告が令和6年

度までの第3次推進計画における取組の報告であるため、そちらの記載に合わせてこちらのようにしておりますが、前回の委員会でご意見をいただいた経緯がありますことから、表現を「困難な状況にある」に変更することを検討しております。

この点につきまして、後ほどご意見をいただければと思います。

次に、27ページをご覧ください。

権利侵害を起こさない環境づくりとして、ページ下段に記載しておりますとおり、ヤングケアラー世帯訪問支援事業を新たに実施したところです。

令和6年度は4世帯の利用があり、本事業の導入により、障がい福祉サービスの利用につながる世帯もありました。

最後に、28ページをご覧ください。

ページ下段に記載しておりますとおり、③社会的養護児童に向けた取組として、児童養護施設で生活している児童を対象に、意見表明支援員を派遣する事業を新たに開始いたしました。

以上が令和6年度取組状況報告の説明となります。

この後、皆様からのご意見をいただいた上で報告書としてまとめ、市議会に報告することとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上となります。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移らせていただきたく存じます。

ご質問やご意見がある方はお願いいたします。

○J 委員 一つは意見にもなるのですが、3ページのところに教職員向け研修とあって、後ろのほうに詳細に書いてある部分もあるのですが、ここはどういう方がどういう内容の研修をやったかというのが見えなかったのも、そこを確認したいと思います。

それから、性暴力被害の予防と支援についての記述が3ページや後ろのほうに幾つかありますけれども、ぜひ外部講師を入れていただきたいところをお伝えしたいです。

これは報告ですから、これからの話になってしまって余談になってしまうかもしれないのですが、なぜそれを言うかという、9ページのいじめ重大事態の調査報告書の提言を受けた性に関わる研修の講師の方が児童生徒担当課指導主事の方と書かれています。もちろん、内部の方でもいいとは思いますが、ぜひ外部の方も一緒に、あるいは、外部の方の研修も組み合わせていただきたいと思いましたので、意見としてお伝えしたいと思います。

それから、子どもアシストセンターの関係で、調査を途中で打ち切ったということに関して、明らかにふさわしくないという趣旨の記載が25ページの案件1、案件2で書かれています。報告としてはここまでしか書けないのかもしれないのですが、こう書かれると、やはり非常に気になって、どういう意味で適切ではないのだろうかを確認しておきたいと思ひましたので、質問です。

○寺島委員長 それでは、ご質問もありましたので、ご意見に対するコメントも含めて事

務局からお願いいたします。

○事務局（横内研修担当係長） 3 ページのところで、札幌市では、1 年次研修、2 年次研修、5 年次研修のほか、中堅教諭等資質向上研修は 10 年目を過ぎた方が対象で、ほかに 15 年次研修を実施しています。

1 年次研修と中堅教諭等資質向上研修は法定研修でして、経年研修というのですが、この経年研修において、性暴力を防ぐ、不祥事を防ぐということで、いろいろな講師を招いてやっております。

ここは外部講師にお願いしています。今日も 15 年次研修があり、弁護士の方がお話ししてくださったのですが、今のご意見を踏まえて、どういう講師の方にどういうお話をさせていただくかというのは事前に打合せをしながら今後も進めていきたいと思えます。

○J 委員 3 ページのどういう方が講師になってやられたかというところも上げていただくと、今後につながるのかなと思いました。

○事務局（横内研修担当係長） 3 ページの講義のそれぞれということですね。

○J 委員 そうですね。

どういう方がやったのかというのがここには出ていないので、後ろのページのように書いていただけるといいなという意見です。

○事務局（横内研修担当係長） 分かりました。

○寺島委員長 その他の点について、何かコメントはございませんか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 子どもアシストセンターの救済の申立てによる調査を実施しないという点についてです。

25 ページをご参照ください。

報告書としてはこの程度の記載しかできないのですけれども、もう少しだけ踏み込んでお話をしますと、権利侵害の申立てが離別した子との面会交流に関することと書かれていますように、当該申立てに関する調査というのは、子どもの負担軽減、つまり、お子さんの年齢が著しく低いという点も考慮した上で、家庭裁判所による手続が最善であるということと判断いたしました。権利条例第 38 条第 7 号に調査することが明らかに適当ではないと認められるときという項目がございますので、それに該当すると判断して、調査を実施しなかったということがございます。

○J 委員 案件 2 は分かりました。

案件 1 はどうですか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） こちらは、特別支援学級の学級編制に関することでございまして、調査員が学校を訪問して聞き取り調査を実施させていただきました。その結果、法に抵触する学級編制運用というものはなかったということで、当該申立ての内容は生徒に関する要望にとどまりまして、こちらも権利条例第 38 条第 7 号の調査することが明らかに適当ではないと認められるときに該当することが分かったので、調査を打ち切りました。つまり、申立ての内容を確認したところ、そのような実態がないこと

が明らかに分かりましたので、それ以上の調査をしなかったということでございます。

○J委員 案件1に関しては、個別の事案が分からないので、これ以上のコメントはなかなかしづらいですし、多分、答えもなかなかしづらいところはあるのかなと思うのです。

子どもアシストセンターへの救済申立ては、やはり法的に厳密な意味では難しい部分はあるけれども、子どもの権利の観点から、どういうふうに調整なり推進をしていけるかというところもあると思うので、支援学級の学級編制というテーマに関わっては、その調査の結果を踏まえて何かさらにできることはないのだろうかと思ったので、気になりました。

○寺島委員長 それでは、ほかにご意見はございませんか。

○F委員 まず、17ページに地域が出てまいりまして、年度が進むに従いまして、少しずつ地域の取組の件数が増えている点については、私たち地域の立場から参加している者としては非常によかったなと思います。

私は、単位町内会の1,300世帯の町内会の副会長もしておりまして、どうやったら地域の子どもたちも含めた住民全体の人たちに喜ばれるような事業をすることができるかということを中心に考えてまいりまして、少子化で子ども同士の関わりや異年齢者の関わりが非常に希薄化しているというような状況もありますので、多世代交流にも力を入れたりしてまいりました。今後とも、地域に要望があればぜひ出していただきまして、ご意見等をいただくと非常にありがたいということをお伝えしておきます。

それから、次の18ページに相談支援パートナー事業が載っていますが、私はこれは有償ボランティアだと認識しているわけですが、私たち民生委員・児童委員の中でもこの相談支援パートナーをやっている人間がいるものですから、一体、どういう人たちが相談支援パートナーに委嘱されているのかがもし分かるのであれば、その辺の説明をしていただくと非常にありがたいと思ったところです。

それから、最後に、29ページに、若年女性支援事業があります。女性の問題はなかなか光が当たらないというか、女性の貧困問題や孤立の問題など、いろいろな問題が山積しているというのを私も地域の中で非常に感じるわけです。このアウトリーチという言葉自体、手の届かない人に対してこちらから手を伸ばして届けていくという意味合いのものだと思うのですが、訪問支援が0件となっているのは何か理由があるのかということをお聞きしたいと思います。

○寺島委員長 今の点について、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局（村上教育相談担当係長） 教育相談担当の村上と申します。よろしくお願いいたします。

18ページの相談支援パートナーについてお答えいたします。

相談支援パートナーは有償ボランティアでございますけれども、学校から推薦をいただいて、教育委員会で登録をさせていただいております。

学校のほうで選出いただく人材というのは、その学校で働かれています退職をされた元先生の方、もしくは、PTAの活動をされていた方などにお声をかけさせていただいている

ことが多いです。

それで、今の段階でいいますと、半数近くが教員経験のある方々で、特に資格等は定めておりませんので、地域や学校の事情に合わせて学校で推薦をいただくというような状況で進めております。

○事務局（鈴木企画係長） それでは、続けて、若年女性支援事業に関するアウトリーチ支援に関しまして、子ども企画課の鈴木からご説明をさせていただきます。

このアウトリーチ支援に関しまして、まず、夜間見回りにつきましては、札幌駅から大体中島公園の間ぐらいまでについて夜回りをして、そちらで、大丈夫かなと、様子が気になる若年女性がいたら声かけをするという活動をしております。

SNS見回りにつきましては、X、旧ツイッターで、例えば、死にたいというような希死念慮がある方や困っている状況を発信している方にダイレクトメッセージを送るという形でのアウトリーチ支援を行っています。

相談のところで訪問というのが少ない、0件というところは、まず、若年女性にとって相談をすること自体が非常にハードルが高いというところがございます。ですから、SNSでの匿名での相談が一番多くなっているところです。

アウトリーチ支援につきましては、夜間見回りを月1回、SNS見回りにつきましては週に1回行っている現状でございます。訪問の相談件数が少ないというのは、相談のハードルというところで、このような状況になっているところでございます。

○F委員 相談のハードルが高いというのはよく支援窓口では聞かれるところではあると思うのですが、例えば、SNSから相談へと結びついていくようなケースとか、入口はSNSでも、その後、継続していく中で相談につながるという可能性もあり得るのではないかと思います。そのあたりはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局（鈴木企画係長） 相談の受け方に関しましては、基本的に相談したいという女性のご意向に沿って行っているところでございます。SNSからつながりまして面談を行って相談をする方ももちろんいらっしゃいます。その方が相談しやすいやり方に合わせてこちらも寄り添っていくという形での相談支援を行っております。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○J委員 29ページの⑤困難を抱える若年女性支援事業に少し関わっているのですが、若干補足させていただきます。

札幌市が委託事業でやっているのですが、その採択を受けているNPO法人に関わって、居場所支援事業をやっています。だから、そこにつながるということもありますし、外で当事者の方と会って同行支援的な形につながることもあれば、宿泊を伴う緊急的な居場所の提供というものが出てくるのですが、短期あるいは中期的なシェルターにつなげるということもやっています。それは、委託を受けてやるという形で対応しています。だから、訪問だけではないよということをお伝えしたいという趣旨でした。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○J委員 さっきの18ページのところに戻って、書かなければいけないというほどの強い意見ではないですし、直接、子どもに対することではないという意味合いで書かれていないのだろうと理解はするのですが、スクールカウンセラーは記載されているのに対し、スクールロイヤーも札幌市教委に対してそれなりの件数を対応しているので、やはりバックヤードでも子どもの支援に関わっているという紹介はしてもいいのではないかと思います。

もう一点、どちらかというと、前の案件で感想を言うべきだったかもしれないのですが、16ページに戻りまして、(3)の④のさっぽろキッズインターンシップということで、職業体験的なプログラムを28種類やったよというご報告をいただいております。他方で、前の報告のパブリックコメントの関係になるのですが、市民の方の意見への答えの中ではやっていますとなっているので、この辺も連動したほうがいいなと思うのです。

市議会に報告するだけではなくて、市民から質問があったときに、こういう事業をやっていて、さらに拡充していくとまで書けるのかどうか分からないのですが、実際にやっている取組をもっと広げていく必要もあると思うので、報告書だけではなくて、つなげて下さいという意味での意見をお伝えします。

○寺島委員長 今おっしゃったことに私からまた質問するのも妙かもしれないのですが、スクールロイヤーは大体どれぐらい入っている感じですか、その実情についてご教示いただければありがたいです。

○J委員 私も件数に関する資料を持ち合わせておりません。

○寺島委員長 分かりました。

今、報告のところに盛り込んだほうがいいのではないかとという点も含めてご意見がありましたので、事務局から、今ご提起のあった点について回答いただければと思います。

○事務局（湯澤児童生徒担当係長） 札幌市教育委員会児童生徒担当課の湯澤よりお答えさせていただきます。

まず、スクールロイヤーの件でございますけれども、こちらで対応件数等を把握していないものですから今すぐお伝えはできないのですが、後日でよければお知らせができるかと考えております。

それに伴って、スクールカウンセラーもここには配置時間数しか載せていないのですが、小学校で拡充したことにより、昨年度は対応件数もかなり増えておりまして、そういったものも必要に応じて載せていくなど、ご意見を受け止めて検討してまいりたいと思います。

○寺島委員長 さっぽろキッズインターンシップの件についてはいかがですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） さっぽろキッズインターンシップにつきましては、令和6年度に新たに行ったということでこちらの報告書に記載しておりますけれども、現在も子ども議会のほか、文化芸術体験など札幌市全体でいろいろな体験の機会を創設しておりまして、それについては、今実施しているものがありますということをパブリック

コメントで回答させていただいております。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○J委員 そうは理解しているのですけれども、例えば、意見集の10ページの14の職業体験ができる場所が増えてほしいというところで、実施していますという抽象的な回答になっています。せっかくやり始めているというのであったら、こういうところで連動して報告をしてつなげていって拡充なりのニーズも拾っていくような流れがあったほうがいいという趣旨の意見です。

○寺島委員長 ほかはいかがですか。

○H委員 職業体験のところで一つ意見があります。

パブリックコメントの9ページの11番で、中高生向けの企画があればいいという意見をいただいているので、先ほどの職業体験事業においても中高生を対象にしたものがあってもいいのではないかと思います。

○寺島委員長 次にD委員の意見を伺ってから、その上で事務局から回答をいただきたいと思います。

○D委員 公募委員のDです。

先日、ちょっとした事例があったので、そちらから少しお話をさせていただきたいと思っています。

卒業や入学のシーズンやゴールデンウィークでちょっとばたついているところだったので、直接、式次第、入学名簿を手にとって見て見ていなかったのですけれども、私の近いところで、A小学校、B小学校、C小学校の三つの小学校から入学する中学校へ今年入学するA小学校の支援級に行っているお子さんがいたのです。その中学校入学者の内訳には、例えば、A小学校からの入学は19名、B小学校は20名、C小学校は20名、その他1名という表記があって、とても心が傷ついたというお話をその保護者の方から聞く機会がありました。ただ、実際、どのような経緯で、また、資料も全く手にしていなかったもので、何と答えていいかが分からなかったのです。

今の話の内容とは全く関係ないのですが、今回の資料は集計を取って数値化して皆さんがとてもご苦労されて作っていますけれども、例えば、24ページの下の段の「その他」は、その他に関しての詳しい記載がなされていて、どこで調整をしたのか、こういう場所があるのだなということが分かるので、これはとてもいい「その他」かなと感じました。

ただ、29ページのアウトリーチ支援と自立に向けた支援の二つの表の「その他」に関しては、憶測が飛び交うような「その他」になるのではないかと思います。電話、メール、SNS、面談、訪問ではない「その他」では何があるのか、もしかしたら、これを目にした「その他」の方法で相談をした方は心を痛めるかもしれません。

また、自立に向けた支援の「不明」となっている部分は0人ではあるのですけれども、「不明」と記載された数の方はこれを目にしたときにどう思うのかなと思ったら、表をたくさん扱う資料の中で「その他」ということは大事にしていかななくてはならないととても

強く感じたので、24ページの表記はとてもすばらしく思いました。

○寺島委員長 今のご意見を踏まえて、検討、改善をお願いいたします。

それでは、審議の途中ですが、ここで10分ほど休憩を設けたいと思います。

なお、ここでJ委員がご退出されますので、J委員より、一言、お願いいたします。

○J委員 途中で恐縮です。

私は、任期途中からだったので、去年5月の委員会からでちょうど1年経過しました。

慣れない中でどういうふうに審議が進んでいくのだろうかということで、初回のときにはどきどきしながら参加させていただきましたが、計画がこういう形でできて、かつ、今、昨年度の報告を受けて少しやり取りをしている中で、よく分かったところもあり、まだ全体像が見づらいなと思っているところもあり、いろいろな感想を持っています。

そして、この委員会は、高校生委員の方がかなり活発に意見を言うてくださるのが本当にうれしいと私は思っていて、それが参加するモチベーションをすごく高めて1年たちましたというのが率直なところです。

苦勞しておられるのは十分承知ですけれども、さっきも感想で言いましたように、具体的な各論になったときに、どういうことに取り組まれて、どういうふうに生かされて次につながっているのかというところをさらに見えやすく工夫をしてほしいなと思いました。

そして、今、D委員が言った意見と全く違うインスピレーションを持ったので、せっかくなので、一言、感想めいたことをお伝えします。

1990年ぐらいのことですが、当時はまだ多文化共生という言葉を使っていなかったと思うのですけれども、外国籍の子どもたちが学校教育の中でどういうふうにあるかというところで、タイのお母様が言った言葉が忘れられなくて、それは日本とカナダの学校でこういう違いがあったという話をされていました。カナダだと、さあ、皆さん、今日から日本とタイのことを学ぶすごく貴重なチャンスが訪れたと子どもたちを紹介し、そして、実際に、課外授業も含めて、日本のこと、タイのこと、料理や文化や習慣も含めて学ぶ時間をつくったということなのです。ただ、残念ながら、当時の日本の学校、長野の小学校だったみたいですが、そういう形での紹介はされなくて、何々さんが来ましたのでよろしくねみたいな感じの紹介の仕方であって、学ぶチャンスはなかったというお話だったのです。

これは、結構、インクルーシブの本質を伝えてくれた話だと思っていて、やはり、子どもたちにとって新しい子どもが来るというときに、そういう紹介の仕方をされると、どっちにとっても貴重な経験になると思うのです。社会もそういう場でありたいのです。子ども議会もそうで、やはり大人がしつらえるのも仕方がないと思うのですけれども、子どもたちのための子どもたちの議会がきちんと位置づけられるような制度設計を、やってほしいと強く願っています。

今後の5年間でそこがどういうふうに改善されたり見えてくるかということも課題かと思っているので、大人の一人としてもきちんと関心を持って注視しなければいけないと

思いますし、注視できるような発信の仕方を工夫していただきたいと思います。引き続き、本当によろしくをお願いします。

今日まで、1年間、ありがとうございました。

○寺島委員長 今の話にもありましたように、J委員は昨年の今頃からのご参加でしたけれども、たくさんのご意見いただきました。ありがとうございます。

これからもぜひ、子どもの権利保障のためにご協力いただけますよう、活躍を祈念しております。

それでは、休憩に入ります。

[休 憩]

○寺島委員長 それでは、審議を再開いたします。

先ほど、事務局からのご報告、ご説明の中で、例えば、報告書の22ページの(3)の①などに、「様々な困難を抱える」との記載があるわけですが、これについて、これまでの本委員会での議論、ご意見を踏まえて表現を変える方向で検討したいというご説明がありました。

これについて、後ほどご意見を伺いたいというお話もありましたので、ご意見を頂戴できればと存じます。

○E委員 公募委員のEです。

今回、抱えるという表現を訂正する方向で検討いただいて、ありがとうございます。

様々なご家庭がありますので、当事者性をもって家族支援にシフトしていく中で、先ほどもありましたが、文字から深い思いを受け止めるには、目にしたときに傷つかない文字遣いがやはり大事ですし、支援する側には困難性が高いとか抱えるといった言葉のほうが響きやすかったりはするのですが、当事者主体で考えると、誰が見ても分かりやすい表現がいいのかなと思っています。

やはり、イメージから来るものが意識に刷り込まれるので、そういった意識をこれからどんどんよい方向へ変えていくというのが子どもの権利を守る道にもつながっているのかなと思いますので、今後ともご検討等をよろしくお願いいたします。

また、この委員会だけではなくて、札幌市全体につきまして、こういった形の文言はどうかとご検討いただくというところで機会を持っていいただければ、なお、うれしいなと委員の一人として思っております。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○A委員 22ページを困難な状況にあるというふうに記載を変えるというお話だったのですが、29ページの若年女性支援事業のところも困難を抱えるになっているので、ここの書き方の違いは何かあるのかなとちょっと疑問に思っているところです。子どもと若年女性が違うのか、また、こちらも変えていくのかということが一つあるかなと思い

ました。

それから、報告書の作成についてお疲さまでした。

見栄え的なことで少しお話ししたいと思うのですけれども、例えば、15ページの「さっぽろっ子サミット」とか、そのほかにも新規の研修があったと思うのですけれども、新しくやったという新規のものが分かるような形になっていたら、今までやっていたのではなくて今回はここが新しいというのが分かりやすくなるのではないかなと思いました。令和6年度、初年度はみたいに書かれているところもあるのですけれども、読み込んでいかなとなかなか目につかないので、それがあるといいかなと思いました。

先ほど、J委員から、今後、スクールロイヤーの記載を検討してはとあったのですけれども、それが入っていくのであれば、第4次推進計画の中にもスクールソーシャルワーカー活用事業が出ていたので、そちらも検討されたらどうかなと思います。

○寺島委員長 今、ご質問の点について、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局(鈴木企画係長) 私のほうで若年女性の支援事業を行っているのですけれども、国の法律で困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というものが令和6年4月に施行されておりまして、一部、これに基づく事業と連携して事業を行っているところでございます。

事業名につきましては、今後どうしていくかについて考えさせていただきたいと思っております。

○寺島委員長 先ほどのE委員からのご意見、それに続くA委員からのご質問を踏まえた私の意見ですが、特に、国の法令による縛りが特段その点にまで及ぶものではないのであれば、札幌市としては、名称や表現の使い方について修正していただく方向でご検討いただければありがたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○K委員 公募委員のKです。

質問と意見がありまして、質問は、16ページの③こどものまち「ミニさっぽろ」のところで、私は、昔、参加したことがあったのですけれども、一番下に「参加者のサポートを行う『子どもボランティア』として小学校5・6年生も参加した」と書いてあったのですが、私もあまり記憶がないのですけれども、そういう人がいた記憶がないのです。

そのボランティアは何をしているのでしょうか。3・4年生がいろいろと就業体験と似たようなことをやっていたのは覚えているのですが、そのボランティアが何をしているのかというのをまず1点教えてほしいです。

もう一点は意見ですけれども、5ページに戻りまして、子どもの権利の普及・啓発や理解促進の子どもの権利PRチラシをさっきネットで調べて、私も中学1年生のときに配られた記憶があるものが出てきたのです。ただ、作るのも大変だとは重々承知しておりますけれども、できれば何かゲーム形式のようなものが1個入ってもいいのかなと思いました。

去年、私は、家庭科の授業で災害のことをやったのですけれども、そのときに、ある大

学が出しているすごろく的なもので、こういう場合はどうしますかというものがあったのです。それだと、結構入ってくるし、ゲーム形式だと楽しいから何かこういうことがあったなとすぐに思い出せるのです。

私は、前にも意見を言ったと思うのですがけれども、チラシとかノートでも授業で使っていただくと理解できるし目にも絶対に入るのでもいいのですがけれども、それがゲームだと、なお、小学校や中学生だと理解がしやすいし一生覚えていることが多いので、できればそういうことをやっていただきたいと思います。

○寺島委員長 ご質問とご意見がありましたが、ご質問に関連して、16ページに記載のあるミニさっぽろに実際参加されたご経験から、あれ、こういう人いたかなというご質問だったのですよね。

ちなみに、K委員ご自分が参加されたのは何年度だったか、ご記憶ですか。

○K委員 8年ぐらい前です。

○寺島委員長 分かりました。

もしかすると、そのときの体制が変わっているかもしれないのですが、今、ご質問とご意見がそれぞれあった点について、事務局から回答をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ミニさっぽろに参加いただき、ありがとうございます。

まず、ミニさっぽろの子どもボランティアですが、これは小学校5・6年生から公募をかけておりまして、例えば、食堂や駄菓子屋さんの売り場で販売をするお手伝いして、そこの運営をするボランティアということで、当日はビブスを着てお手伝いをしてくれます。中には、小学校3・4年生のときに参加者としてミニさっぽろに参加して、その後、ボランティアとして運営に携わってくださっているという子もいます。

もう一つが、子どもの権利の普及啓発について、当事者視点でのご意見をいただき本来にありがとうございます。

普及啓発に力を入れて認知度を上げていきたいといったことで私たちも努力をしているのですが、どうやったら当事者に一番届くのかといったところがやはり知りたいところでして、今、体験型といいますか、カードなのか、ボードゲームなのか、そういった形だと自分事として理解しやすいというお話があったので、今後、そういった意見も取り入れながら、より皆さんに伝わりやすく、チラシだけではなくていろいろな方法を検討していきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○H委員 私からは、子ども議会に対する札幌市の捉え方について質問をしたいと思います。

報告書の12ページに子ども議会についての記載があると思うのですが、子ども議会について、「未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表

する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組」と書いているのですが、札幌市としては、子ども議会は、子どもに発表する体験をしてほしいと思って行っている事業なのか、それとも、意見表明の場として設けているものなのかを聞きたいです。

というのも、1ページの最初のほうに、さっぽろティーンズ委員会が「子どもにやさしいまち」のプランを考えたものについては提言と書かれているのですが、子ども議会のほうは、考えた成果を発表となっているのです。このことから、私は、これを見て、子ども議会は発表する場で、さっぽろティーンズ委員会は市に提言する場としてつくっているのかなと思ってしまったのですが、どうでしょうか。

○寺島委員長 大事なご指摘ですが、こちらについて回答をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子ども議会は変遷がありまして、議場を使って議会のような形で行っていた時代もあるのですが、その後、参加している子どもからもっと自由に話合いがしたいといった声がありまして、工夫しながら、現在のかたちで実施しております。令和6年度については、「子どもにやさしいまち」というテーマ、題材だけをお伝えして、子ども自ら、私は、この内容について話したいと自分で話したいテーマを上げて、そのテーマごとに子どもたちがグループをつくって、自発的に話合いました。

話合いの過程で、おとなしい子もいれば、活発な子もいて、自分と違う価値観を持った子たちと一つの意見をまとめ上げるといった意味で市政への参加の経験も重視してまして、なおかつ、一つにまとめ上げた結果を市長に対して提言というか、報告をしているということになります。そういったところで、今は話合いの過程にも重きを置いているところはあります。

○寺島委員長 そういうご説明ですが、H委員、今のご説明に対して何かご意見はございませんか。

○H委員 それでしたら、子どもの権利の普及啓発には入らないと思うのですが、どうでしょうか。話合いの体験の場をつくるというのであれば、後ろにあった職業体験のカテゴリーに入ると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○寺島委員長 事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 話合いの過程にも重きを置いていると言いましたが、その体験だけではなく、加えて実際に子どもたちの意見は子どもの目線で大人ではなかなか気づかない意見でもあり、それを市長に直接、発表、表明する機会でもあるので、両方大事にしているということになります。

○H委員 それでしたら、1ページの最初のところは、発表し、市長に提言するなどを加えてもいいと思いました。

加えて、子ども議会の内容についてですが、私も子ども議会に議員として参加したことがあるのですが、そのとき、市長報告会が終わった後、市長側からのフィードバックなど

を受ける機会が少なかったと感じるので、こういった報告書に、その意見を踏まえどのようなことを行ったなどを書いていただけると、子ども議会に参加した身としてはとてもやりがいを感じられると思います。

○寺島委員長 発表しっ放しで終わると、この成果が分からないということで、非常に貴重なご意見だと思いますので、事務局におかれても今のご意見を踏まえて検討いただければと思います。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） フィードバックの件ですけれども、昨年の委員会でもフィードバックは大事ですよというお話があったところで、今回の子ども議会は、12月に市長報告を行い、その内容を各所管の部局に情報提供をしており、そういった意見も踏まえながらそれぞれの事業を行っているところです。

例えば、1年前の令和5年度に共生社会について検討した子ども議会の中で、「アイヌを守ろう」というテーマで話し合ったグループの意見として、「アイヌ文化をPRし、受け継ぐことにより北海道の大切な文化を守ってほしい」ということで、食や衣服、踊りなどに直接触れられるアイヌフェスティバルを大通公園で開催してはどうか、といった意見があり、所管部局で子どもの意見を取り入れて、今年、雪まつりの中で「アイヌ文化PRフェスティバル2025」を行った経緯がありました。

これについては、子ども議員の意見が反映されましたということをホームページに掲載したほか、そのときに参加したグループの子どもたちには、あなたたちの意見が実現してフェスティバルが開かれるので、ぜひ見にきてくださいねといったフィードバックも行っているところです。

意見の表明と実現までにタイムラグがあるかと思いますが、今後も引き続きフィードバックも含めて取り組んでいきたいと思っています。

○寺島委員長 既にフィードバックを試みているということでしたので、引き続き、そのような方向でご尽力いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

私から質問をさせていただきたいと思っています。

子ども議会とさっぽろティーンズ委員会の関係ということでお伺いしたのですけれども、さっぽろティーンズ委員会は、あくまでもさっぽろ子ども未来プラン策定についての意見を求めるという役割分担になっているのでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） おっしゃるとおりで、さっぽろ子ども未来プラン策定に当たり、個別に公募した委員になっておりまして、活動は単年度ということになっております。

○寺島委員長 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

○H委員 続けて、カウンセリングについてです。

私も、ついこの間、私の学校の方にカウンセリングをしていただいて、そのときに思っ

たのが、カウンセリングの仕方もよく分からないし、するとなったらどうやって申込みをしたらいいのかも分からなし、いつ、どういうときに学校にいるのかということもいまいち分からなかったのです。せっかく学校にいてくださる時間を延ばしていても、学生がいざ利用できない、利用する仕方が分からないとなるともったいないなと感じるので、そこをどうしたらいいかなと考えていました。

子ども議会の内容のところにもあったのですけれども、13ページのジュニア相談で、子どもたちが発表した内容の中に相談の仕方が分からない、予約方法が分からない、相談場所を明確にしてほしいという意見があったと思うのです。実際にカウンセリングの人が増えていても子どもたちに届いていないことが現状として分かると思うので、対応として何かいい方法がないか考えていたのですが、あまり思いつかなかったのです。

○寺島委員長 何か回答はございませんか。

○事務局（湯澤児童生徒担当係長） スクールカウンセラー活用事業につきましては、子ども議会でも話があったように、適切な配置時間数を含めて、まだまだ課題があるなど我々も感じております。

スクールカウンセラーと児童生徒のつなぎ方については、具体的な方法は各学校でそれぞれやり方が異なっているので、やはり学校での周知は必須になってくると思いますが、今、我々として考えているのが、1人1台端末に心の健康観察アプリであるシャボテンログというアプリを導入して、何か困りや悩みがあるとか、ちょっと先生方に話をしてみたいというときにはボタンが押せるようになっておりまして、そのボタンにスクールカウンセラーというボタンを入れている学校も一定数あることから、子どもたちが相談しやすい、スクールカウンセラーとつながりやすい方法を引き続き考えていきたいと思っています。

○寺島委員長 ほかはいかがですか。

ご発言されていない委員で何かございませんか。

○B委員 感想になってしまうかもしれないのですけれども、私は、児童養護施設の施設長で、もともと権利が侵害されている子どもたちと日常生活を共にしております。札幌市もいろいろな活動をされておりますが、そこにすら足を運ぶこともできない子どもたちで、施設の中で子どもの権利をどう守っていこうかということを考える機会になったと感じています。

本来、社会にもっと出したい、社会にもっと出て行ってほしいという思いもありながら、児童養護施設で生活するようになって、子どもたちにその勇気とエネルギーがない中で、施設で子どもの権利を守るためにいろいろな取組をしていかなければいけないなど本当に考えさせられました。

一番は子どもが自ら声を上げることができることですが、令和6年度から自分の意見を言ってもいいのだよというアドボカシー事業があって、今回で2回施設に来ていただいて交流をしているのですけれども、やはり施設の中だけで完結してはいけないのだなと思っています。本当は外に出ていろいろな人と交流をして、自分が将来は何になりたいとか、

こんなことをやっていきたいという目標を持つことが子どもたちの最善の利益を追求することなのだと深く考えることができました。

実は、いろいろな課題があって、戸籍上の氏と通常使っている氏が違うことによってトラブルが起きていたり、学生証の中に羊ヶ丘養護園という文言が入ってトラブルになったりすることが結構ありまして、高校生になると施設で生活をしているということをなかなか声に出せない子どもたちもいる中で、本当にそれぞれの子どもの寄り添うことの大切さはすごくあるのだなと、皆さんの意見を聞きながらとても勉強になった1年だったなと思っています。

本当に細かいことで言うと、私たちも何の抵抗もなく様々な課題を抱えた子どもたちと言っていたのです。文章にも書いたことがあります。でも、子どもたちは好きで抱えているわけではないということで、私もなるほどなと思って、それからすぐに施設職員にも文章の書き方を改善しましょうと伝えました。一つ一つ細かいことが子どもの権利を守っていくことなのだと、高校生の皆さんの意見を聞いたり、とても勉強になりました。

感想になってしまうかもしれないですけども、そんなことを思いながらいつも会に出席させていただいていました。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況の報告についてのご意見は、以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、本日より予定いたしておりました議題は終了となります。

全体を通して、ご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 ないようでしたら、本日の全ての議事はこれで終了となります。

冒頭でも申し上げましたように、本日をもって第7期の委員会としての活動を終えるわけでございますので、皆様、最後に感想でも結構ですから一人1分程度でお願いいたします。

それでは、G委員から順番にお願いいたします。

○G委員 中学校長会のGと言います。

事務局の方々、本当にたくさんの資料をまとめていただいて、そして、施策をたくさん考えていただいて、ありがとうございます。

私も中学校の校長会、中学校としましても、子どもたちの声を聞くということに日々取り組んでおりまして、いろいろなパブリックコメントもそうですし、生徒会を中心とした取組などで子どもたちの声を聞きながら活動を進めていこうと考えているところです。

以前ですと、子どもたちは、自分が意見を出してもなかなかそれが通らなくて、言っても無駄だというふうに考えていた時代も長くあったと思うのですが、これからは、

やはり子どもたちが自分たちの意見を表出したときに、それを大人たちがちゃんと聞いてくれて、子どもたちが言ったことが形になっていくのだな、言っているのだなというふうにしていけるような取組を進めていければと思います。

そして、私もこの会議に参加して初めて知ることがたくさんありました。こんな活動があるのだなということがたくさんあって、逆に言うと、まだまだ発信していくこと、PRしていくことができる部分ではないかと思います。

子どもたちが困ったことがあったときに相談していける場所として、今回も出てきました子どもアシストセンターというところがあるのだということを、子どもたちが知っているか知らないかでも違うと思いますし、相談をしても無駄だとか、相談をしない子どもたちがまだたくさんいるというところについても、相談をしていく場所がたくさん用意されているのだということを子どもたちが知っている状況をつくっていくというのも一つの役割かと考えながら参加しておりました。

本当にどうもありがとうございました。

○F委員 どうもお世話になりました。

私は、主任児童委員連絡協議会から選出されまして委員を務めてまいりました。

私は、第4期の終わり近くの任期途中から前任の札幌市民生委員児童委員連絡協議会の理事だったMさんからバトンタッチを受けまして、第7期まで、実に6年半にわたり、この子ども権利委員会の委員を務めさせていただきました。今期をもって、私は、退任をさせていただきます。

ご承知のとおり、今年12月には民生委員・児童委員の一斉改選が行われる予定になっております。私たち主任児童委員連絡会の代表も定年でお辞めになってしまいますし、全10区の代表者も3名ほど替わる予定になっております。私は、定年までもう少し年数がありますので、一斉改選後も続けさせていただきます。

地域の立場からこのような貴重な機会をいただいたことに深く感謝するとともに、私も10代の頃にいじめ、不登校、そして、ひきこもりで12年ぐらい引き籠っていた中で、地域の皆さん、様々な先生方のご支援をいただきまして、高校、大学、さらに大学院まで進学をさせていただいて学位まで取得するということまで努めさせていただきました。これも本当に様々な方のご支援をいただいたおかげであるということで、このような形で少しでもお役に立つことができればいいということで委員を引き受けさせていただいて、務めることができたことに深く感謝をしたいと思います。

本当にお世話になりました。どうもありがとうございました。

○A委員 北翔大学のAと申します。

お疲れさまでした。

微力ですけども、5年に1回見直される推進計画に関わらせていただきまして、本当にありがとうございました。

大学で養護教諭、保健室にいる先生を育成する仕事をしているので、先ほどスクールカ

ウンセラーが学校に来ていても分からないであるとか、相談するのにどうしたらいいとか、そういうところにも関わる学生を育てております。

また、子どもの権利に関しても学生の講義の中で少しでも話をしていったほうがいいのかなとか、今後、自分ができることを考えさせていただく機会になったかと思います。

本当にありがとうございました。

○E委員 公募委員のEと申します。

この1年ちょっとの間、皆さんのご意見など、また、高校生の委員の方々のご意見などを聞いて、札幌の未来も少し明るいのかなと思いながら学ばせていただく機会になったかと思います。

私自身も福祉の仕事をさせていただいている中で、やはり当事者としての当事者性もあるものですから、子どもの頃からいろいろな気づきを持っていただいて、権利について考えるということが全てのことに繋がっていくということは、障がいの有無に関係なしに大事な事かなと思って、この委員会に応募させていただきました。ちょうど中国帰国者支援・交流センターの事業で東区民センターを訪れたときに公募の張り紙をしてありまして、応募させていただいた次第です。

いろいろな意見を丁寧に拾っていただきまして、様々な資料等を作っていただいて、活発なご議論を皆さんとともにできたことは、とても有意義な時間が過ごせたなど大変うれしく思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○D委員 公募委員のDです。

貴重な経験をさせていただけるこの会に参加させていただき、本当にありがとうございました。

私は幼稚園で働いているので、ふだん、自由な発言は聞けるのですけれども、権利に関してとか、どうやって守られていくとか、自分は大事な存在なのだとすることを、大人になったときにどこに助けてとか、こうやって守られているのだよと胸を張って言える場所があるということを子どもたちに伝えるのはまだ難しいかもしれないのですけれども、子育て支援、保護者支援として、保護者には必要な事かなと思いました。学ばせていただいたことと触れさせていただいた貴重な意見と体験を自園に持ち帰って、また、当園だけではなく関わりのあるところに少しでも多く広めていけたらなと感じています。

たくさんの資料なども宝になりました。本当にありがとうございました。

○B委員 Bです。

先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、この委員になってから本当に子どもの最善の利益、子どもの権利について考える機会が多かったなと思います。

私は、羊ヶ丘養護園に勤務して今年でちょうど44年になるのですが、子どもの権利について一番考えた1年だったなと思っています。今までもずっと考えてはきたのですけれども、より具体的に考える機会になったなと思います。

これからも施設で生活する子どもが健やかに成長できるように、多くの皆様の力を借り

ながら、子どもたちと一緒に生活していきたいと考えました。

ありがとうございます。

○K委員 公募委員の高校3年生のKです。

高校1年生のときから、ありがとうございました。

私は、もともと教育に興味があって、中学校生活でいろいろ苦しんだときにスクールカウンセラーの先生だったり、それこそ子どもアシストセンターでいろいろ相談をして、本当に先生方にいろいろなところで助けてもらって、高校生活もラストになったのですが、何とか終われそうだなと思ったので、それもあってこの会に参加させていただきました。

学校などでも教育について自分でいろいろ調べている中で、ここでのいろいろな意見や情報はすごく宝になっていて、これから大学受験があって、自分が思うような進路に進めるかはまだ分からないのですが、できるだけ教育に関わって、これから、今までの自分の経験や今までの恩をお返しできるように頑張っていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○古川副委員長 小学校長会の古川と申します。

第7期の最後の会に初めて参加するという、ここでコメントしていいのかどうかと思いつつも、せっかくここにいさせていただいたので、何か感想をお話しさせてください。

今日の2時間のお話の中で、本当にたくさんのことを気づかせていただきました。

まず、札幌市の子どもたちの権利に対して、本当にいろいろな様々なアプローチでそれを保障しようとしているということ、そして、よりよくしようとするために本当にここで活発な意見が交わされていることがすごいなと感じていました。

事前に資料を送付していただいてざっと目を通したことで、そして、今日お話を聞いていたことで、二つ感じたことがあったので、お話しさせてください。

まず、1点目は、私が小学校の校長として現場にいるもので、現場で何とかしていかなければいけないなと思った強い思いとして、1ページの成果指標の認知度や権利の大切さの数値よりも、私は、自分のことが好きだと思う子どもの割合が平成30年度に67.4%あったものが、現在は64.8%に下がっていると。この間にコロナ禍も挟まっていますし、そういうこともあるのかもしれませんが、やはりこの子どもの自己肯定感というのは小学校も中学校もこの先にとってもとても大事なことだと思うので、この原因は何なのかということと、それを上げるために現場では何をしていかなければいけないのかということとを本当に強く感じたところです。

2点目については、事前に送っていただいたパブリックコメントの中のキッズコメントの部分をすごく興味深く読ませていただきました。その中で、子どもたちが活動の場や体験の場を求めているというところがすごく伝わってきました。これは札幌市が教育として求めている本物の経験というところとすごくつながっていると感じていました。

ただ、その経験や活動というものは、こちらからやらせたものではなくて、やはり子ど

もの主体性を基に取り組んでいかなければいけないというところで、そのためにはどうしたらいいのか、小学校だけの問題ではないですし、中学校、高校、その先をどうしたらいいのか、そして、いろいろな立場の人からどういう関わりが大事なのかということもすごく考えさせられました。

私は、第7期が終わったときに初めてここに参加させていただいたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○I委員 札幌市PTA協議会から参加させていただいていますIです。

この委員会が始まったとき、私の子どもはまだ小学生だったのですけれども、今はもう中学生になり、今、中学生、高校生の子どもがいるまさに本当に子育て現役世代かなと思っています。リアルに子どもを育てている立場からこの委員会でいろいろ学ぶこともありまし、リアルなところとして、保護者の中で、こういった取組がされていることを情報として手にすることが本当に少ないといつも感じています。

私は、個人的に、ここにも書かれているような子どもの体験事業に関わる仕事をしているので、そういったものを与える場でもあり、それを受ける立場でもありというところで、いろいろな課題とか、やるほうとしての苦労とか、それを情報として得る側として、何かもっとこうしてほしい、何かできないかなと、いろいろな視点でこの委員会に参加していたので、なかなか意見をまとめられず発言することは少なかったのですけれども、やはり保護者として感じることは、親はすごく一生懸命子どもを育てているのですけれども、今の親はすごく忙しくて、私もそうなのですが、なかなか子どもに触れ合う時間がなくて、一生懸命働かないと子どもをきちんと育てられない世の中だなとすごく感じています。

そういった中で、子どもの権利については、すごく聞くし、大切だと思うし、やらなければいけないし、PTAとしていろいろな保護者や教育行政の方とも関わって勉強する機会はあるのですけれども、では、リアルに自分の子どもに対してそれができているのか、子どもの環境をよくできているのかというのはすごく考える、やはり何か思い知らされているところなのです。何が正解で何が完成形なのかというのが本当に分からない難しい問題だなというのが子育ての世代としては思うところです。

また、私は、多分、この委員会に継続して参加していくことになると思うので、まだまだ学びながら、また、PTAというのは一応保護者の代表としてここに来ていますので、ここで得たことをいかに一般の保護者というか、仲間に伝えて、子どものために活動していける、自分もそういうふう to 成長していく機会にしたいなと考えております。

まだまだ勉強の身ですけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○H委員 高校3年生、公募委員のHです。

私は、Blue Earth Projectという環境啓発活動をしていたり、子ども議会にファシリテーターと子ども議員ともに1年ずつ参加させていただいた経験もあって、何か伝えられることはないかと思い、この委員会に参加したのですけれども、単に啓

発といっても、いろいろな問題があったり、子どもの権利はなかなか難しいものだなと感じました。

また、子どもの身として一つ思うのが、子どもにうまく相談の方法を伝えられたとしても、私たち子どもが自分の問題について深く理解していないのと、言語化がまだ未熟なものでして、相談すること自体が難しいというのを感じていて、その状態の子どもに対して相談していいのだよと言うと、相談できない自分もどんどん嫌いになっていってしまって、さっき古川委員がおっしゃっていた自分のことが好きだと思う子どもの割合も、それと対応してどんどん減っていってしまうのかなと今感じました。

子どもに相談してもらおうという制度づくりも大切だと思うのですが、子どもの持つ力だったり話す能力にも寄り添って何か考えていただけたらと思います。

ありがとうございました。

○寺島委員長 ありがとうございました。

最後に、私からも、一言、申し上げます。

この委員会では、大変数多くの貴重なご教示、ご意見に接しまして、子どもの権利をめぐる課題、取組の在り方について、認識を新たにしましたところでございます。

先ほどG委員からも初めて知る取組もあったというお話がございましたけれども、私もそうでありまして、個人的にも大変勉強になったところでございます。

そういう中で印象に残っている点といたしまして、本日の資料の意見集の中にパブリックコメントでいろいろなご意見が載っていたわけですが、22ページのところに、小学校低学年から、憲法での規定や関連する法律、人権の守られ方や守り方について早期に学ぶ機会を設けるべきではないかというご意見が寄せられていたということ、また、意見表明権の具体的な行使手段を模擬授業などで行って日常で生かせるようにしてはどうかといったご意見があったこと、さらに、前回同様、本日もJ委員からお話もありましたように、子ども議会の在り方と子ども議会の運営改善を求めるご意見もあったわけであります。こういった点について、私は、今後もこの委員会に携わる機会があれば、検討課題として意識してまいりたいと思っております。

最後に、私は至らない点も多々ありまして大変申し訳なく存じておりますけれども、この間、皆様には、ご協力、ご教示をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

また、事務局の皆様には、多大なご尽力をいただきまして、深く感謝いたしております。

どうもありがとうございました。

委員の皆様には、この子どもの権利委員会の任期が終わったとしても、日々の生活や活動の中で子どもの権利の視点を持ってご活躍をしていただければと思います。

それでは、事務局にお戻ししたいと思います。

お時間をありがとうございます。

3. 閉 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 皆様、ありがとうございました。

先ほど、委員長からもお話がございましたが、第7期の子どもの権利委員会は本日が最後の会となります。

事務局を代表いたしまして、改めて、委員の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第7期札幌市子どもの権利委員会第7回委員会を終了いたします。

以 上